

阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項

下荘留守家庭児童会
舞留守家庭児童会
朝日留守家庭児童会
西鳥取留守家庭児童会
東鳥取留守家庭児童会
桃の木台留守家庭児童会
新上荘留守家庭児童会
尾崎留守家庭児童会



HANNAN
SDGs未来都市



令和6年5月
阪南市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	2
4	指定の期間	2
5	管理運営方針・管理の基準及び業務内容	2
6	応募資格	2
7	指定管理者の募集及び選定スケジュール	4
8	応募説明会	4
9	質疑及び回答	4
10	応募の手続	5
11	経費に関する事項	6
12	選定の方法及び基準	6
13	指定管理者の指定及び協定	9
14	問合せ	10

1 はじめに

留守家庭児童会は、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に設置するものです。

阪南市では、市内の8つの市立小学校の全校の敷地内に留守家庭児童会を開設しており、平成19年7月に留守家庭児童会の管理運営業務に指定管理者制度を導入しました。本市の留守家庭児童会の入会児童数は、高学年（4年生以上）の受入れを開始した平成28年度から増加し続け、その後、新型コロナウイルス感染症による利用控え等により、一時的に減少傾向にありましたが、令和5年度は入会児童数及び入会率ともに増加に転じました。

一方、留守家庭児童会を運営する支援員等については、配置基準をクリアしているものの、思うように人材を確保することができず、人員配置に余裕がない厳しい運営状況が常態化しています。

国においては、平成30年9月に発出した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和5年度末までの放課後児童クラブ（本市における留守家庭児童会）の待機児童の早期解消、児童の自主性と社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童対策の取組を推進してきました。しかし、令和5年5月時点で待機児童が依然として約1.6万人存在し、令和5年度末までの目標達成が困難な状況となりました。そこで、放課後児童対策を一層強化して、児童のウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保、放課後児童クラブを開設する場の確保など、集中的に取り組むべき対策を取りまとめた「放課後児童対策パッケージ」を令和5年12月に発出したところです。

全国的に共働き家庭の児童数のさらなる増加が見込まれるなか、本市においても、子育て支援施策はもとより保護者の就労支援施策としても、留守家庭児童会の重要性は今後さらに高まるものと認識しています。

そこで、今回の指定管理者の募集においては、本市の状況と国の動向を踏まえ、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、次の4つの事項を念頭に、児童の自主性と社会性をより一層向上できる提案を期待しています。

1. 留守家庭児童会を効率的・効果的に運営できるか
2. 留守家庭児童会の安定的な運営に必要な支援員等を確保できるか
3. 安全で安心して通え、基本的な生活習慣を習得できる「生活の場」を提供できるか
4. 発達段階に応じた主体的な遊びができる「遊びの場」を提供できるか

2 施設の設置目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、もってその児童の健全な育成を図ることを目的として設置しています。

3 施設の概要

開設箇所数：8小学校区内、支援の単位：16

児童会名	所在地	定員	支援単位	施設種別	延床面積(m ²)
下荘留守家庭児童会	箱作 2320	60人	2	専用施設	144.5
舞留守家庭児童会	舞 4-6-31	40人	1	校舎内	64
朝日留守家庭児童会	自然田 272-1	60人	2	校舎内	112
西鳥取留守家庭児童会	鳥取 72	80人	2	校舎内	128
東鳥取留守家庭児童会	石田 600-1	120人	3	専用施設	353.1
桃の木台留守家庭児童会	桃の木台 5-423-33	100人	3	専用施設	273.6
新上荘留守家庭児童会	下出 548-1	80人	2	専用施設	190.7
尾崎留守家庭児童会	尾崎町 5-33-8	60人	1	専用施設	102.1

4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定します。

5 管理運営方針・管理の基準及び業務内容

この要項に記載されているもののほか、別途、「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書」で定めます。

6 応募資格

(1) この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- ①指定の期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という）
- ②①の法人等を含む複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という）

(2) グループでの応募については以下を遵守してください。

- ①グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めてください。
- ②協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者としてします。
- ③単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
- ④グループ応募の代表団体及び構成員は、複数のグループ応募はできません。
- ⑤応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

(3) 欠格事項

この募集に応募しようとする者（グループ応募の場合にあっては、全ての構成員）は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として扱いません。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資

格を取り消すことができるものとします。

- ①阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ③公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ④国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - ⑤阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。
 - ⑥本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
 - ⑦指定管理業務を遂行できる体制が整えられていること。
 - ⑧団体またはその代表者（(カ)の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む）が次の者に該当しないこと。
 - (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - (イ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
 - (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者。
 - (オ) 本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員である者。
 - (カ) 今回の指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、またはこれらの者と利害関係にある者。
 - (キ) 法律行為を行う能力を有しない者。
 - (ク) 破産宣告を受け、復権を得ない者。
- (4) 過去3年以内(令和6年4月1日基準日)に、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の管理運営の実績が必要です。

7 指定管理者の募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項等公開（市ウェブサイト掲載）	5月1日(水)～
(2) 応募説明会	5月15日(水)
(3) 質疑受付期間	5月16日(木)～22日(水)
(4) 質疑回答日	5月27日(月)
(5) 応募受付期間	6月3日(月)～6月13日(木)
(6) 提案説明会	7月2日(火)※予定
(7) 候補者の決定、通知、選定理由等の公表	7月中旬
(8) 指定管理者の議決	9月議会
(9) 指定管理者の引継期間	10月～令和7年3月
(10) 指定管理開始日	令和7年4月1日(火)

募集要項や参加申込書等の公募に関する資料・様式等は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

8 応募説明会の開催

- (1) 開催日時 令和6年5月15日(水)午後2時～
- (2) 開催場所 阪南市役所本庁別棟2階第4会議室
- (3) 説明内容 申請方法、申請書類、指定管理者業務等の説明
- (4) 参加人数 1団体につき2名以内
- (5) 参加申込 「説明会参加申込書(様式A)」を令和6年5月13日(月)午後5時までにEメールで送信のこと。Eメールの件名は、「【貴法人等またはグループ名】留守家庭児童会指定管理者 応募説明会」としてください。(送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします)
- (6) 送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話(直通)：072-489-4542

9 質疑及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(様式B)を提出してください。回答は、下記の回答日に阪南市ウェブサイトへ掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しないものとします。なお質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

- (1) 受付期間 令和6年5月16日(木)～令和6年5月22日(水)午後5時
- (2) 提出方法 質疑書(様式B)により下記にEメールで提出してください。Eメールの件名は、「【貴法人等またはグループ名】留守家庭児童会指定管理関係」としてください。(送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします)
- (3) 提出先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話(直通)：072-489-4542
- (4) 回答日 令和6年5月27日(月)

10 応募の手続

指定管理者指定申請書（様式C）に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することは出来ません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

A 提出書類様式Ⅰ（様式A～様式J）

B 添付書類（任意様式）

①法人の場合

ア 当該法人の登記事項証明書

イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

ウ 過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

エ 過去3年度分の貸借対照表

オ 過去3年度分の損益計算書

カ 過去3年度分の人員表

各決算日の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと）

キ 令和6年4月1日の属する事業年度の収支予算書、事業計画書

ク 役員名簿及び法人の組織表（令和6年4月1日現在）

ケ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等

コ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

②その他の団体の場合

ア 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

イ 令和6年4月1日の属する事業年度の収支予算書、事業計画書及び前3年度分の収支決算書（合計4年度分）

ウ 役員名簿（令和6年4月1日現在）

エ 役員の過去3年度分の市税等納税証明書

オ 役員の身元証明書及び経歴証明書

カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等

キ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

③グループでの応募の場合

ア グループ構成員届出書（様式D）

イ 委任状（様式H）

ウ 協定書の写し

※なお、グループでの応募の場合、代表団体及び構成員すべての事業者について、上記①の書類もしくは上記②の書類を提出してください。

C 提出書類様式Ⅱ（様式1～様式8）

(2) 提出部数

提出部数は、13部（正本1部、副本12部）

※別途、提出書類を記録したCD-Rを1部提出してください。

①提出書類のうち、副本12部については、名称、マークその他、申請者が特定できる情報は必ず黒塗りしてください。

- ②提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本してください。また、ラベル等により、様式番号等を明示してください。
- ③市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出してください。
- (3) 応募受付期間及び提出方法
 - ①受付期間 令和6年6月3日(月)～6月13日(木)
ただし、閉庁日を除きます。
 - ②受付時間 午前10時～午後5時
 - ③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35-1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
(阪南市役所2階28番窓口)
 - ④提出方法 直接持参してください。
- (4) 申請にあたっての留意事項
 - ①費用の負担
応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。
 - ②提供した資料の取扱い
教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外に利用することを禁じます。
 - ③提出書類の取扱い
申請者からの提出書類は返却しません。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となりますので了承のうえ提出してください。
 - ④提出書類の著作権の帰属
指定管理者の指定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとします。
 - ⑤1法人等または1グループにつき、1提案とします。複数の提案はできません。

1.1 経費に関する事項

阪南市が支払う指定管理料の金額及び支払時期、方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去3年間の経費の実績額は応募説明会で提示しますので参考にしてください。

- ①指定管理料は、年額を分割して市から毎月支払います。
- ②年間の指定管理料の上限額は、123,505千円とします。
- ※指定管理料には、①人件費、②管理運営費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費等施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費）等を含みます。
- ※当該業務は社会福祉事業であり、消費税法における非課税対象となるため、市からの指定管理料に消費税は含めないものとします。
- ③支援員等の加配等により人件費の増減があった場合は精算します。
- ④修繕費は、年間2,000千円を指定管理料の中に含みます。
- ※年間の執行額が2,000千円に満たなかった場合は精算します。

1.2 選定の方法及び基準

- (1) 選定の方法
学識経験者等で構成する阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会（以下

「選定委員会」という)を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、選定基準に基づき、児童の自主性と社会性のより一層の向上が図られ、各留守家庭児童会の管理運営を安定的かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。

【指定管理者評価項目別配点】

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5点
	職員の人員配置（勤務体制・配置体制・人数）	20点
	人材確保の方策及びその確実性	20点
	人員不足が生じた場合のバックアップ体制	10点
	研修計画・指導体制・支援体制	15点
小計	80点	
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・30点×申請者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点（1点未満切り捨て）	30点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体の方策	10点
	小計	40点
④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること	留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方	15点
	生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策	20点
	児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容	20点
	特別な配慮を必要とする児童（障がい・虐待・いじめ・アレルギ－・日本語能力・その他）への配慮に対する考え方	25点
	小計	80点
⑤効率的・効果的な事業運営が図られること	ICT活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上	10点
	ICT活用やデジタル化による支援員等の業務効率化	10点
	小計	20点
⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること	・感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策 ・防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定	30点
	小計	30点
⑦関係機関等と連携すること	保護者との連携	10点
	学校との連携	10点
	地域との連携	5点
	小計	25点
⑧その他特に加点すべき提案等	特に加点して評価すべき提案	10点
	小計	10点
	合計	300点

(3) 提案説明会

提出された提案書に基づき、提案説明会を行います。なお、提案説明会は非公開とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

①実施日時

令和6年7月2日(火) 午後から(※予定)

※詳細な実施日時については、申請者に個別に通知します。なお、提案説明会の実施順は、提案書の提出順とします。

②実施場所

阪南市役所内(予定)

※実施場所は、変更する場合があります。変更する場合は、申請者に個別に通知します。

③所要時間

提案説明 20分以内(準備時間を含まない)

質疑・応答 20分程度

※詳細な時間割については、後日連絡します。

④説明内容

提案書の説明とします。

⑤出席者

4人以内とします。

⑥その他

ア 提案説明会で使用する資料は、提出された提案書のみとします。

イ パソコン使用の場合は申請者が持参してください。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意しますが、持参も可とします)

(4) 提案説明会の参加資格の確認

提出書類により応募資格の有無について確認します。応募資格を有しないことが明らかな場合は、提案説明会実施日までに提案説明会に参加できないことを当該申請者に通知します。

(5) 候補者の選定

①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

②選定委員の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた評価点の合計を当該申請者の総合点とします。

③総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。

④総合点が満点の60%に満たない場合、指定管理者の候補者に選定しません。

(6) 候補者の決定および通知

選定委員会は、選定結果を教育委員会に報告し、その後、教育委員会から報告を受けた阪南市長が、選定結果報告に基づき指定管理者候補者を決定して当該申請者に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

選定結果は、提案説明会に参加した全ての申請者に文書で通知します。
なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けません。
また、令和6年7月以降、本市ウェブサイトで、下記の情報を公表します。

- ①提案説明会に参加した全ての申請者の名称
- ②選定委員会の会議資料（申請者の提出書類は公表しません）
- ③選定委員会の会議録（提案説明会の発言は会議録に記載しません）
- ④指定管理者候補者第1位及び第2位となった申請者については下記のとおり得点を公表します。
 - ア 総合点
 - イ 選定基準ごとの得点（総合得点の内訳）

(8) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において第2位となった者から順に候補者を決定することとします。

1.3 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者候補者と仮協定書の締結

阪南市長と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会（9月議会を予定）の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者の指定後、教育委員会と指定管理者とが協定の具体的な内容について協議を行います。

(4) 協定の締結

施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は、指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とします。

(5) 協定事項

- ①指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- ②指定管理者が行う管理の基準
- ③指定期間に関する事項
- ④事業計画に関する事項
- ⑤事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥市が支払うべき費用に関する事項
- ⑦指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑧業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑨その他、教育委員会が必要と認める事項

14 問合せ

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
	阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
担当	秋山
電話(直通)	072-489-4542
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp